

知事許可漁業の制限措置の内容について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 66 条第 1 項及び岩手県漁業調整規則第 7 条に掲げる現在有効な知事許可漁業について、改正後の漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定める。

1 中型まき網漁業（現許可の有効期間：令和 2 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業 区域	漁業 時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	許可また は起業の 認可をす べき船舶 等の数
	水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法						
中型まき網 漁業	イカナ ゴ等	まき網	岩手県 沖合海 面	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	制限なし	5 トン以 上 15 ト ン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部管内(大船渡水産振興センター)に漁 業根拠地を有する者	—

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

2 小型機船底びき網漁業（現許可の有効期間：令和2年8月1日～令和5年7月31日）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
小型機船底びき網漁業	貝、なまこ	底びき網	岩手県沖合海面 ^{※1}	1月1日から12月31日まで	制限なし	15トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（宮古水産振興センター）に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（釜石）管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（大船渡水産振興センター）に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	—

※1 制限又は条件において、岩手県沖合海面のうち第一種共同漁業権一共第〇号漁場の免許区域内の海域のみに制限、

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

3 あわび漁業（現許可の有効期間：令和2年11月1日～令和3年2月28日）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
あわび漁業 （あわび潜水器漁業を除く）	あわび	かぎ、たも	岩手県 沖合海面 ^{※1}	11月1日 から2月 末日まで	—	—	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に住所を有し、港湾管理者から意見を得ている者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（宮古水産振興センター）に住所を有し、港湾管理者から意見を得ている者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（大船渡水産振興センター）に住所を有し、港湾管理者から意見を得ている者	—
あわび漁業 （あわび潜水器漁業を除く）	あわび	かぎ、たも	岩手県 沖合海面 ^{※2}	11月1日 から2月 末日まで	—	—	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（釜石）管内に住所を有し、第一種共同漁業権一第〇号の漁業権者	—
あわび潜水器 漁業	あわび	潜水器	岩手県 沖合海面 ^{※2}	11月1日 から2月 末日まで	—	—	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に住所を有し、第一種共同漁業権一第〇号の漁業権者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（宮古水産振興センター）に住所を有し、第一種共同漁業権一第〇号の漁業権者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（釜石）管内に住所を有し、第一種共同漁業権一第〇号の漁業権者	—

※¹ 制限又は条件において、岩手県沖合海面のうち共同漁業権が設定されていない港湾区域のみに制限

※² 制限又は条件において、第一種共同漁業権一第〇号漁場の免許区域内の海域のみに制限

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

4 小型まき網漁業（現許可の有効期間：令和元年11月1日～令和4年10月31日）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類 その他の漁業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	許可または起業の 認可をすべき船舶 等の数
水産動 植物の 種類								
小型まき網 漁業	ウミタ ナゴ等	まき網	岩手県 沖合海面	1月1日 から12 月31日 まで	制限なし	5トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	—

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

5 かじき等流し網漁業（現許可の有効期間：令和2年3月1日～令和3年2月28日）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
かじき等流し網漁業	まぐろ、かじき、かつお、さめ	流し網	岩手県 沖合海面	5月1日 から8月 31日まで	制限なし	10トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（宮古水産振興センター）に漁業根拠地を有する者	—
							宮城県内に住所を有する者	—

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

6 固定式刺し網漁業（現許可の有効期間：平成30年8月1日～令和3年7月31日）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動植物の種類								
固定式刺し網漁業	アイナメ等	刺し網	岩手県 沖合海面	1月1日 から12月 31日まで	制限なし	20トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（宮古水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（釜石）管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（大船渡水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

7 船びき網漁業（現許可の有効期間：平成30年7月1日～令和3年6月30日）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
あみ船びき網漁業	ツノナシオキアミ	船びき網	岩手県 沖合海面	2月1日 から5月31 日まで	制限なし	5トン以上 20トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（宮古水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（釜石）管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（大船渡水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—
船びき網漁業 （あみ船びき網漁業を除く）	ウミタナゴ等	船びき網	岩手県 沖合海面	1月1日 から12月31 日まで	制限なし	20トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（宮古水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（釜石）管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（大船渡水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

8 さんま棒受網漁業 [現許可の有効期間：平成30年6月1日～令和3年5月31日（県内船）、令和2年7月1日～令和3年6月30日（県外船）]

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
さんま棒受網漁業	さんま	棒受網	岩手県 沖合海面	7月22日 から12月31日 まで	制限なし	10トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	—
さんま棒受網漁業	さんま	棒受網	岩手県 沖合海面	7月22日 から12月31日 まで	制限なし	10トン未満	北海道内に住所を有する者	—
							三重県内に住所を有する者	—

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

9 火光利用敷網漁業（現許可の有効期間：平成30年1月1日～令和2年12月31日）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動植物の種類								
いかなご棒受網漁業	いかなご	棒受網	岩手県 沖合海面	3月20日 から6月30日 まで	制限なし	20トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（宮古水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（釜石）管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（大船渡水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—
いかなご、しろうお、しろうお棒受網漁業	いかなご、しろうお、しろうお	棒受網	岩手県 沖合海面	3月10日 から6月30日 まで	制限なし	10トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（大船渡水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

10 すくい網漁業（現許可の有効期間：令和2年10月1日～令和5年9月31日）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
しらうお、しろうおすくい網漁業	しらうお、しろうお	すくい網	岩手県 沖合海面	1月1日から 12月31日まで	制限なし	20トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、 県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	—

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

11 いか釣漁業 [現許可の有効期間：令和2年3月1日～令和5年2月28日（県内船）、令和2年3月1日～令和3年2月28日（県外船）]

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
いか釣漁業	いか	釣り	岩手県 沖合海面	1月1日から3月31日、6月1日から12月31日まで	制限なし	5トン以上30トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	—
いか釣漁業	いか	釣り	岩手県 沖合海面	1月1日から1月31日、6月1日から12月31日まで	制限なし	5トン以上30トン未満	北海道内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	—
							青森県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	—
							宮城県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	—
							山形県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	—
							石川県内に住所を有し、岩手県沖合海面にお	—

						るいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	
						福井県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	—
						鳥取県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	—
						長崎県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	—

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

12 かご漁業（現許可の有効期間：平成30年3月1日～令和3年2月28日）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
かご漁業（第1種共同漁業権区域内を除く）	アイナメ等	かご	岩手県 沖合海面	1月1日 から12 月31日 まで	制限なし	20トン未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（宮古水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（釜石）に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（大船渡水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—
かご漁業（第1種共同漁業権区域内）	アイナメ等	かご	岩手県 沖合海面 ^{*1}	1月1日 から12 月31日 まで	制限なし	20トン未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第種共同漁業権1共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（宮古水産振興センター）に漁業根拠地を有し、第1種共同漁業権1共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（釜石）管内に漁業根拠地を有し、第1種共同漁業権1共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（大船渡水産振興センター）に漁	—

							業根拠地を有し、第1種共同漁業権1共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	
--	--	--	--	--	--	--	---	--

※¹ 制限又は条件において、岩手県沖合海面のうち共同漁業権一共第〇号漁場の免許区域内の海域のみに制限

- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

13 さけはえなわ漁業（現許可の有効期間：令和2年10月16日～令和3年1月31日）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類 その他の漁業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	許可また は起業の 認可をす べき船舶 の数
水産動 植物の 種類								
さけはえなわ 漁業	さけ	はえなわ	下記① のとおり	10月16 日から1 月31日 まで	制限なし	10トン未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（宮古水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（釜石管内）に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（大船渡水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—
さけはえなわ 漁業（拡大区 域）	さけ	はえなわ	下記② のとおり	10月16 日から1 月31日 まで	制限なし	3トン以 上10ト ン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（宮古水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（釜石管内）に漁業根拠地を有する者	—

① 岩手県と青森県の境界にある境石と次のアからキまでの各点及び宮城県気仙沼市唐桑町御崎突端を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち岩手県地先海面

ア 岩手県と青森県の境界にある境石から新太鼓石を見通した線上 5 海里の点

イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東 5 海里の点

ウ 宮古市重茂鮎ヶ崎突端正東 6 海里の点

エ 釜石市尾崎突端正東 6 海里の点

オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東 5 海里の点

カ 大船渡市三陸町綾里綾里崎突端南東 4 海里の点

キ 陸前高田市広田町地先椿島南端南東 3 海里の点

② 次のアからオまでの各点を順次に結んだ線以西の岩手県沖合海面（前号の操業区域内の海域及び大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東の線以南の海域を除く。）

ア 岩手県と青森県との境界正東 10 海里の点

イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東 10 海里の点

ウ 宮古市重茂鮎ヶ崎突端正東 10 海里の点

エ 釜石市尾崎突端正東 10 海里の点

オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東 5 海里の点

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

14 いるか突棒漁業 [現許可の有効期間：令和元年8月1日～令和4年7月31日（県内船）、令和2年1月1日～令和2年12月31日（県外船）]

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	
水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法							
いるか突棒漁業	いるか	突棒	岩手県 沖合海面	1月1日から4月30日まで 及び11月1日から12月31日まで	制限なし	20トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（宮古水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（釜石）に漁業根拠地を有する者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（大船渡水産振興センター）管内に漁業根拠地を有する者	—
							北海道内に住所を有する者	—
							宮城県内に住所を有する者	—

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

15 小型定置漁業（現許可の有効期間：令和元年9月1日～令和4年8月31日）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
小型定置漁業	さけ等	定置網	岩手県 沖合海面 ^{*1}	1月1日 から12 月31日 まで	-	-	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第二種共同漁業権二共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	-
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（宮古水産振興センター）に漁業根拠地を有し、第二種共同漁業権に共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	-

^{*1} 制限又は条件において、岩手県沖合海面のうち第二種共同漁業権二共第〇号漁場の免許区域内の海域のみに制限

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

16 地びき網漁業（現許可の有効期間：個別の許可毎）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
地びき網漁業	チカ、ウミタナゴ等	地びき網	岩手県沖合海面 ^{*1}	3月1日から8月31日まで	-	-	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	-
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（宮古水産振興センター）に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	-
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（釜石）管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	-

^{*1}制限又は条件において、岩手県沖合海面のうち第一種共同漁業権一共第〇号漁場の免許区域内の海域のみに制限

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

17 潜水器漁業（現許可の有効期間：個別の許可毎）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
水産動植物の種類								
潜水器漁業	ほや等	潜水器	岩手県沖合海面 ^{※1}	1月1日から12月31日まで	—	—	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	—
簡易潜水器漁業	ほや等	簡易潜水器	岩手県沖合海面 ^{※1}	1月1日から12月31日まで	—	—	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	—
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（宮古水産振興センター）に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	—

※1 制限又は条件において、岩手県沖合海面のうち第一種共同漁業権一第〇号漁場の免許区域内の海域のみに制限

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし